

土木工事特記仕様書（令和元年7月1日以降適用）

（土木工事共通仕様書の適用）

- 第1条 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあっては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省総合政策局公共事業企画調整課）、電気通信設備工事にあっては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

- 第2条 「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」の「第1編共通編」において、「7日以内」、「5日以内」、「7日まで」とあるのは「土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内」と、「翌月5日」とあるのは「翌月10日」と、それぞれ読み替えるものとする。また、「2-1-3-1県内産資材の原則使用」において、「請負代金額」とあるのは「当初請負代金額」と読み替えるものとする。

（工事実績データの登録）【変更】

1-1-1-6 工事実績データの登録

受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、しゅん工時は工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

なお、変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時としゅん工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

（トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用）【変更】

1-1-1-35 工事中の安全確保

7. トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用

受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置又はブームの高さを制限する装置）

付きの車両を原則使用しなければならない。なお、平成31年度末までは経過措置期間とするが、この期間においても使用に努めなければならない。

(建設副産物)【変更】【追加】

1-1-1-23 建設副産物

4. 再生資源利用計画

受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「C O B R I S」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。

5. 再生資源利用促進計画

受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、C O B R I Sにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。

6. 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにC O B R I Sにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。

7. C O B R I Sの入力方法

受注者は、C O B R I Sの入力において、資材の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

8. 舗装版切断に伴い発生する排水の処理等

受注者は、舗装版の切断作業を行う場合、切断機械から発生する排水は、排水吸引機能を有する切断機等により回収し、回収した排水については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正に処理しなければならない。

9. 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は、一定規模以上の工事においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景の写真は、電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

(工場の選定)【変更】

1-3-3-2 工場の選定

1. 一般事項

受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。

- (1) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（以下、「マル適マーク使用承認工場」という。）等）から選定しなければならない。受注者は、選定した工場がマル適マーク使用承認工場である場合、品質管理監査合格証の写しを使用前に監督員に提出しなければならない。

(当初未確定な部分の施工計画書)【追加】

1-1-1-5 施工計画書

4. 当初未確定な部分の施工計画書

受注者は、工事着手日（設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日以降 30 日以内）までに未確定な部分（施工方法等の詳細が定まっていない場合等）の施工計画書は作成せず、詳細が確定した段階で、当該部分の施工計画書を作成し、監督員に提出することができるものとする。

(第三者機関による品質証明)

第3条 受注者は、東洋ゴム化工品株式会社及びニッタ化工品株式会社で製造された製品や材料を用いる場合は、契約時点で第三者機関による品質を証明する書類を提出しなければならない。

(1日未満で完了する作業の積算)

第4条 「1日未満で完了する作業の積算」（以下、「1日未満積算基準」と言う。）は、変更積算のみに適用する。

- 2 受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書 I-12-①-1 ~ I-12-①-6 に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 4 受注者は、協議にあたって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 5 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しないものとする。

(デジタル工事写真の小黒板情報電子化)

第5条 受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができます。

2 対象工事は、下記ホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について」に記載された全ての内容を適用することとする。

徳島県 CALS/EC ホームページ

「各種ダウンロード【県土整備部】 - デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について」

<http://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.jp/cals/>

(現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等)

第6条 現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年3月）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。ただし、一般的な鉄筋コンクリート構造物においては、スランプ値は12cmとすることを標準とする。

2 受注者は、設計図書のスランプ値の変更に際して、コンクリート標準示方書（施工編）の「最小スランプの目安」等に基づき協議資料を作成し、監督員へ提出し協議するものとする。なお、品質確認方法については、監督員と協議するものとする。

(鉄筋コンクリートの適用すべき諸基準)

第7条 徳島県土木工事共通仕様書の「第1編 共通編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート 第2節 適用すべき諸基準 1.適用規定」に定める基準類に「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン」を加えることとする。

(熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行)

第8条 本工事は、日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。

2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が30度以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。尚、計測方法は最寄りの気象庁公表の地上気象観測所の気温（日最高気温30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高WBGT 25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

(担い手確保モデル工事)

第9条 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とした「担い手確保モデル工事（受注者希望型）」であり、別に定める「担い手確保モデル工事実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

- 2 実施要領に基づき本工事で担い手確保モデル工事として試行を希望する場合は、契約後すみやかに試行の意思を発注者に通知しなければならない。
- 3 本工事を受注した者は、発注者から指示があった場合は、建設現場の週休2日にかかるアンケート調査に協力しなければならない。

担い手確保モデル工事実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5016115/>

(本工事の特記仕様事項)

第10条 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

令和元年度 危機管理型水位計設置工事

機器仕様書

徳島県

1. 適用

本仕様書は、「令和元年度 危機管理型水位計設置工事」について適用する。

2. 危機管理型水位計設備

(1) 水位計

水圧の変化を計測し水位計測が可能な機器。又は、超音波または電波を水面に照射することで水面の変動を計測することが可能な機器。

①検出方式：定めなし

②測定範囲：1m ~ 10m（電波式は1 ~ 20m）

③最小読取単位：1cm

④精度定格：± 0.3%FS 以内

⑤使用環境：-10 ° ~ 50 °（検出部の凍結に対し十分な耐凍性を有すること）

(2) 計測制御装置

水位計等のセンサーから出力される信号を処理し、下記に示す機能を有すること。

①水位計等のセンサーから出力される電圧値あるいは読み値、電源装置のバッテリ－電圧値等をデジタル信号に変換し、通信装置に出力する。

②計測制御装置は、各観測地点に設定される「水位観測間隔」「観測基準高」「観測開始水位」「観測停止水位」を最小読取単位で設定可能とする。

③上記の設定水位は、設定変更が可能であるように設計すること。

④常時は10分間隔で水位を計測する（監視モード）。ただし、観測開始水位以下の場合、死活監視を除くデータ送信は不要とする。

⑤観測開始水位を上回った場合、5分間隔で水位計測データを通信装置に出力する。
(観測モード)

⑥観測停止水位を下回った場合に、10分間隔の水位計測に切り替わる。（監視モード）

⑦水位算出では、サンプリング間隔1秒以内による20秒間以上の平均観測水位により決定する機能を有する。その際、瞬間に発生する異常値を除去して平均する機能を有する。なお、異常値の除去に代えて、最大・最小の2データずつを除去したデータの平均化により決定しても良い。

⑧時刻補正については、基地局との通信、電波時計、GPS等で定期的に補正を行うこと。

⑨水位計と計測制御装置の間には、誘雷やサージから計測制御装置を防護する機能等を実装する。（耐雷性）

⑩使用温度：-10 ~ 50 °C

(3) 通信装置及び通信仕様

計測制御装置からのデータを下記に示す仕様にて外部データベースに通信する機能を有すること。通信内容については別添（危機管理型・クラウド水位計伝送仕様案）のとおりとする。

①通信規格：通信事業者は株式会社NTTドコモを予定しており、LTE-Cat.1または省電力通信のLTE-Cat.1 eDRXに対応するSIMスロットを使用すること。なお、SIMカードのサイズ規格は標準SIM（縦25mm、横15mm）とし、SIMカードは発注者から配布する。

- ②送信頻度：以下のタイミングでデータを送信する。
 - 観測モード時：観測地点毎に設定される観測間隔でデータを送信する。
 - 監視モード時：1日1回、死活監視のため設定された時刻に機器が正常に動作している事を示すデータを送信する。
- ③伝送仕様：通信プロトコルはTCP/IPとし、データはHEX（16進数）によるバイナリデータとして送信する。データの書式及び送信すべき情報については「危機管理型・クラウド水位計」伝送案のとおりとする（変更になる場合があるため、最新版を参考にすることURL・・・<http://www.river.or.jp/riverwaterlevels/>）。
- ④伝送先（外部データベース）：国土交通省及び都道府県等で組織される「水位計の共同運用等にかかる協議会」（仮称）にて選定される予定のクラウドに送信することとする。送信先のアドレスについては契約後指示する。
- ⑤伝送遅延設定：データベースへのアクセス集中を回避するため、上記指定タイミングをn秒遅延可能とする（n = 0 ~ 120）。
- ⑥使用温度：-10 ~ 50 °C
- ⑦データ送信時に未達が生じた場合に再送する機能を有する。

（4）電源装置

電源装置は、気温や降雨等の各負荷に対し、危機管理型水位計設備へ安定した電力を供給する機能を有すること。また、下記条件において、5年間電池交換不要で観測を継続できる電源容量を確保すること。

- ①太陽電池を用いる場合は、平常時は監視モードとし、9日間無日照の後、観測モードで150回程度の観測が可能な容量、バッテリーを確保する。
- ②バッテリーは容易に取り替えが可能な構造とする。
- ③使用温度：-10 ~ 50 °C

（5）収納ボックス

機器収納を目的とし、屋外の環境から内部機器を保護するとともに、内部機器への直接接触に対する保護を行うこと。

- ①収納機器：計測制御装置、通信装置、電源装置
- ②保護等級：IP55を満足すること
- ③外形寸法：W500 × H600 × D250mm程度
- ④その他：組み込み配線を含む

（6）取り付け治具

通信装置及び電源装置を安定的に据え付けるための取り付け治具により固定すること。

（7）標識

危機管理型水位計関連機器には標識を貼付し、危機管理型水位計で有る事を明示し、河川名や現在地、緯度経度、識別番号、設置者、水位計メーカー、連絡先等を明記すること。

(8) 盜難防止柵

橋梁に水位計を設置する場合は、人の手が届かないよう盜難防止用の柵を設置すること。ただし、橋梁の安定荷重等により占用許可が下りない場合はこの限りではない。